< 資 料 編 >

1 日光総合支所庁舎の現況

【建設建物等の様子】

敷 地 面 積:4,644.60㎡(1,404.99坪)

構造:木造4階建(和洋折衷入母屋「いりもや」)造り)

木材は当時としては珍しい「米松」を使用

周囲は高さ約8mの石垣を構築

建 築 面 積:2,449.20㎡(740.88坪)

建 築 者:小林庄一郎氏

建築 目的:ホテル(大名ホテル)経営を目指し建築

建築費用:当時見費用で35万円(現在に換算すると38億円程度)

ホテルの名称:徳川家ゆかりの土地柄にちなんで、「大名ホテル」

(日光を訪れる外国人観光客のホテル)

【建築後の経緯】

建築着工・竣工 : 着工 明治38年ごろ(1904年ごろ)

建築年数約15年

竣工 大正 8年ごろ(1919年ごろ)

大正12年9月1日 : 関東大震災

昭和18年6月5日:古河電工日光精銅所に転売

昭和20年8月15日:第2次世界大戦終戦

終戦後は進駐軍の社交場として、軍人や家族が利用

昭和23年7月 : 日光町に寄附

昭和27年7月1日 : 日光町役場庁舎(旧日光町役場を上鉢石町から転居)

昭和29年2月11日:旧日光市役所庁舎

平成 18 年 3 月 2 日 : 有形文化財として国の登録を受ける 平成 18 年 3 月 20 日:日光総合支所(市町村合併により)

【本格西洋建築の階段】手すりとなる笠木や手摺子(てすりこ)には、彫刻を施 し、金粉仕上げの階段に彫刻がなされていた。

【建築様式】米松を使用した和洋折衷の「近代和風入母屋造り千鳥破風」 入母屋造り。

【裏側の窓】和風(南京下見の板張り)で統一され、完成当時の貴重なすきガラスが残されており、少しゆがんだ外の風景が往時を偲ばせてくれる。

【長 廊 下】窓枠意匠に明治期の洋館造りを彷彿させる。

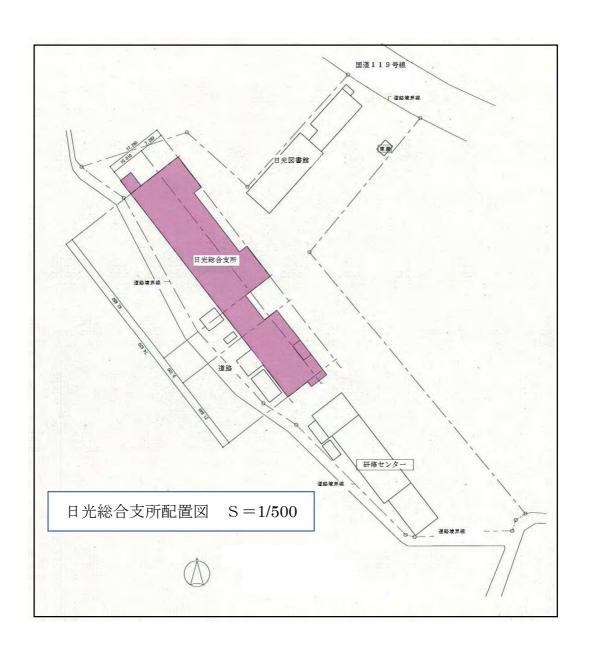
【石 垣】同じ大きさの物が整然と並んでいる。

【屋 根】鉄板瓦棒ぶき

【入り口枠】幅木が入り口枠と一体化している。

【窓 枠】繊細な縁取りを施し、特に正面玄関側表面洋風になっている。

【2階議場】格(ごう)天井:1枚板の正方形の鏡板が、格縁(ごうふち)の縁取り枠によって、碁盤のように型どられている。 当時は、パーテイや各種レセプション等のために設計された。



2 「日光総合支所庁舎有効活用検討委員会」の経過

年月日	内 容	
H26.11.21	第1回会議	○委嘱状交付○委員自己紹介○日光総合支所庁舎有効活用検討委員会の概要について○正副委員長の選出○日光総合支所庁舎の現状と活用のための課題について○日光総合支所庁舎見学
H26.12.19	提案書提出	○日光総合支所庁舎活用アイデア提案書提出
H27.2.9	第2回会議	○日光総合支所庁舎の活用について
H27.6.25	第3回会議	○平成27年度日光総合支所庁舎有効活用検討 委員会開催スケジュールについて○有効活用の基本方針と方向性について○「(仮)日光総合支所庁舎有効活用に関する提言 書」(案)について
H27.9.28	第4回会議	○日光総合支所庁舎有効活用に関する提言書構成及び文言変更について○有効活用の具体的活用案について
H27.11.10	第5回会議	○日光総合支所庁舎有効活用に関する提言書(案) について
		市長への提言書提出

3 日光総合支所庁舎有効活用検討委員会設置要綱

平成26年10月1日 告示第105号

(設置)

第1条 日光総合支所における新庁舎の建設に伴う現庁舎の有効活用について 検討するため、日光総合支所庁舎有効活用検討委員会(以下「委員会」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 現庁舎の有効利用に関すること。
 - (2) 現庁舎の管理及び保存に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体から推薦を受けた者
 - (3) その他市長が特に必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議 長となる。
- 2 委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (オブザーバー)
- 第7条 第3条に規定する委員のほか、委員会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、委員会の所掌事務について専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて委員会に出席し、専門的見地から 委員会の所掌事務に関する助言又は協力を行うものとする。
- 第8条 委員会の庶務は、日光総合支所総務課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(庶務)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に かかわらず、市長が招集する。

4 日光総合支所庁舎有効活用検討委員会委員名簿

No.	委員	氏 名	よみがな	推薦団体
1	2号	中川光熹	なかがわ こうき	日光市文化財保護審議会
2	2号	竹内俊朗	たけうち としろう	(一社)栃木県建築士会日光支部
3	2号	髙井孝美	たかい たかみ	日光市教育委員会
4	2号	村上健夫	むらかみ たけお	日光地域自治会長会
5	2号	宮地ゆみ	みやじ ゆみ	日光市民生委員児童委員協議会連合会
6	2号	小 野 義 治	おの よしはる	日光市生涯学習推進協議会
7	2号	三ツ山 知恵美	みつやま ちえみ	(一社)日光市観光協会
8	2号	岸 野 房 子	きしの ふさこ	日光商工会議所
9	2号	岡 井 健	おかい けん	NPO法人 日光門前まちづくり
10	2号	髙 梨 弘 志	たかなし ひろし	日光東町まちづくり推進委員会
11	2号	大藤園子	おおふじ そのこ	日光マルシェ実行委員会
12	2号	高村英幸	たかむら ひでゆき	日光表参道鉢石会

	· ·	
<u></u>		利 用 法
	名称	観光の拠点(近代化の展示資料館)
1	詳細	竣工し開業することなく別の用途にて生まれ変わった。 近代日本の発展から戦後の歴史を見てきた建物である。 竣工し当初のホテルを開業することなく別の用途にて生まれ変わった。 竣工し当初のホテルを開業することなく別の用途にて生まれ変わった。 近代日本の発展から戦後の歴史を見てきた建物である。 この時期の建物は日光には数棟あるが、このような変遷をしてきた建物は この建物だけと思われる。 建物は歴史資料館として、一部は建設当時のホテル客室等の復活、 一部は古河の近代産業遺産としての品物等の陳列 そして一部は進駐軍の社交場のイメージを展示・映像化等が考えられる。
	名 称	観光の拠点(東棟を管理事務所としての利用)
2	詳細	上記資料館の管理事務所として、東棟を改修する。 外観の変更をしなければ、内部の改造は登録文化財としての可能と聞きました。 改修して観光協会や観光課により観光案内施設として利用する。 エレベーターを設置し、バリアフリーに努める。
	名称	家体会館としての利用
3	詳細	東棟を改修して家体を収納陳列する。

(自由意見)		<u> </u>	
·	·		

		利用法
	名称	日光大名ホテル記念公園 (フロント部分)
1	詳細	旧日光足尾水道事務所棟および車庫建屋を撤去。 国道から石垣および旧庁舎全体が十分に見渡せるように、エントランス・エクステリアを整備。 日光駅から山内までの途中でほっと一息休憩できるような公園を造り、旧庁舎へのプロムナードとして、動線を確保する。
	名称	日光大名ホテルミュージアム (貸しホール&ギャラリー)
2	詳細	1階部分を中心に、旧庁舎の歴史資料館とし、建造物の歴史・明治から 現代までの日光の町並み、日光に関わった人々の資料を展示。 (勝道上人からでなく近代以降の日光のあゆみを中心) 2階以上は、コンサートホール・アート展示ギャラリー・会議場・セミ ナー・イベント会場として有料で貸し出す。
	to the	
	名称	日光大名ホテルテラス(貸しオフィス・スタジオ・アトリエ・ショップ)
3	詳細	2階~3階は、貸しオフィス (IT など)、アーティストやデザイナー等のアトリエとして国際的に広報し募集して貸し出す。ショップ・スタジオとしても長期・短期テナント募集。映画撮影・写真撮影なども有料で貸し出す。

(自由意見)

全体名称「日光大名ホテル記念館」

上記の $1\sim3$ を組み合わせて、国際観光都市日光としてふさわしい活用を、世界に向けて発信・募集する。

決してホコリをかぶった博物館的・タダ使いの公民館的な施設にしないようにしてほしい。 退却時には元の状態に戻すことを貸出の条件として、日光市外・県外の企業にも広報して 欲しい。

日光物産品・飲食店は地元業者の関係があるので難しいのではないか。

		41 m V
		利 用 法
	名 称	アンテナショップ
		近隣のアンテナショップではなく、あまり行けない
1	詳細	県、例を挙げれば、北海道・鹿児島・沖縄等のショップ
		を併設をして、観光客や地元住民に利用してもらう。
		长手脚 (法) - 体收入 今明 4 上 2
	名 称	若手職人達に低料金で開放する
)京都で実施し好評を得ている、長屋に若手のあらゆる
2	詳細	分野の職人達に開放し、実演販売をしてはどうか。
	()駄菓子屋横丁なども良いのではないか。
	名称	研修センターはアイスバックスに貸す
		市民クラブであるアイスバックスに事務所として、
3	詳細	更に、市民とファンの交流センターとしての位置
		を図る場所として提供しては。

(自由意見)	 	 		
			·	

	***	利 用 法
	名称	日光の社寺世界遺産センター
		全国各地の世界遗産には、その活動物点、世界遺産
1		についての紹介、その他いろいろはかる施設のある。
	詳細	今のところ、日光にそういって=ものがなく、ませれ・観光客もわかってもられないところが多い。位置百分にも世界置産の
		バッファソーンに入って、遺産センターにする事を大きる。
	名称	
. 2		
	詳細	
	名称	
3	†	
	詳細	

(自由意見)

せっかくの建物なので、少しでも多くの人に訪れてもらい下三いし、紹介し下二、
ネックは、入口までは大道下では思う、高齢者や、戸電者にも来てもらい
たいので、誘答できるもの(ex: 動く歩道・かわいい 馬車はど)を
作り、それもしつのうりものにすると、楽いと思います。